

2月16日(月)から市・都民税の申告受付が始まります。昨年の状況から今年度の混雑予想(下表)を作成しました。2月末～3月初旬、天候の悪い日などは例年空いています。

受付開始の週や最終週、午前・午後の開始直後は混雑する傾向があります。

申告受付日時 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～11時・午後1時～4時30分

場所 市役所

※申告方法・持ち物など、詳しくは市報1月15日号1面または市ホームページをご覧ください。

問合せ 課税課市民税係 ☎497・2040

受付窓口の混雑予想カレンダー

■ 大変混雑
■ 混雑
■ 比較的空いている
■ 空いている

月	火	水	木	金	土日
2月16日	17日	18日	19日	20日	休
23日	24日	25日	26日	27日	休
3月2日	3日	4日	5日	6日	休
9日	10日	11日	12日	13日	休
16日	上段＝午前(午前9時～11時) 下段＝午後(午後1時～4時30分) ※あくまで予想のため、実際の混雑状況とは異なる場合があります。				

税の申告受付窓口の混雑予想

市民の皆さんから、よく寄せられるご質問を紹介いたします。申告の日は下表のとおりです。簡易な申告であれば確定申告も受け付けます。

問1 市・都民税の申告書を送られてきました。申告は必要ですか？

答 申告書は昨年、市・都民税の申告をされた方や未申告だった方などに送付しています。確定申告書を提出する方や、勤務先で年末調整・市への給与支払報告書の提出がお済みの方は、申告は不要です。

問2 年金収入400万円以下の場合、申告をしなくて良いのですか？

答 年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合、年金の支払者から受給

者への支払情報などが市に送付されるので、原則として申告する義務はありません。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができません。なお、所得税の還付がない方でも、源泉徴収票に記載された事項の他に適用したい控除(扶養控除など)がある場合は、市・都民税の申告が必要です。

問3 昨年医療費がかかったのですが、申告で医療費控除を適用できますか？

答 医療費控除は、自身と生計を一にする家族に支払った医療費が対象です。支払った医療費から、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を差し引き、更に10万円(または総所得金額の5割)を差

市・都民税の受付場所と日程

場所	期間
地域市民センター	2月2日(月)・3日(火) 2月4日(水)・5日(木) 2月6日(金)・13日(金)
アミューホール	2月9日(日)・10日(火)
生涯学習センター	2月12日(木)
市役所	2月16日(月)～3月16日(月)

※受付時間はいずれも午前9時～11時・午後1時～4時30分です。(アミューホールのみ午前9時30分～11時30分と午後1時30分～3時30分)

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修家屋の減額

下記の改修を行った家屋は、施工完了日から3か月以内の申告で、翌年度から一定期間、住宅などに係る固定資産税額が減額されます。

①耐震改修＝昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年1月1日～平成27年12月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事をして、一定の要件に該当する場合

②バリアフリー改修＝平成19年1月1日以前から所在する住宅で、平成19年4月1日～平成28年3月31日までに改修工事をして、一定の要件に該当する場合

③省エネ改修＝平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成20年4月1日～平成28年3月31日までに改修工事をして、一定の要件に該当する場合

④要安全確認計画記載建築物等の耐震改修＝建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物で、政府の補助を受け平成26年4月1日～平成29年3月31日までに建築基準法に基づく現行耐震基準に適合させる改修工事を行った場合

問合せ 課税課固定資産税係 ☎497・2042

鮮やかな恋の収穫祭 恋のサラダ記念日 参加者募集

—清瀬の美味しい「恋」のレシピ—

都内でも有数の野菜の産地清瀬! その清瀬の野菜を使った料理で、まだ見ぬ運命の人を探しませんか。自己紹介やミニゲームを通じ、会話を弾ませましょう! 市内外、友達同士の参加も大歓迎!

対象 独身で真剣なお付き合い相手をお探しの満30歳～50歳までの方。男女各先着16人

日時 2月22日(日)午前10時～午後2時30分ごろ(予定)

場所 コミュニティプラザひまわり

費用 千円(女性ペアでの申し込みの場合は割引あり)

※詳しくは市ホームページまたは下記へ。

申込み 2月1日から直接企画課市民協働係 ☎497・1803 または市民活動センター ☎491・9027、清瀬商工会 ☎491・6648 へ(市民活動センターは月曜休館。土・日曜日、祝日は市民活動センターでのみ受け付け)

東京都消費生活総合センター共催 消費生活教育講座
清瀬市の野菜で作る「すしロール」

清瀬の野菜を使った「すしロール」を作ります。

対象 市内在住・在勤・在学の方。先着33人

日時 2月20日(金)午前11時～午後1時

場所 消費生活センター

講師 料理研究家 上田淳子氏

費用 500円

持ち物 エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具・飲み物

※無料保育(1歳～幼稚園児)をご希望の方は、申込み時にお申し出ください。

申込み 2月2日午前9時から16日午後5時まで、費用を添えて直接消費生活センター ☎495・6211 へ(申込み後のキャンセルは16日午後5時まで受け付け)

講師：上田 淳子氏

料理研究家として活躍する一方、母としての経験を生かしながら、子どもの「食育」についての活動も行なう。2012年『大人気料理家50人 ニッポンのおかず Best500』(主婦の百科シリーズ)の料理研究家50人のなかに選ばれる。

「工」まつりを開催します

① バザー！
展示 2月6日(金)・7日(土)午前10時～午後3時

② 講演会「子どもの現状と社会保障」
日時 2月7日(土)午前10時～正午

場所 消費生活センター1

講師 児童養護施設子ども施設の施設長 早川悟司氏

※直接会場へ。無料保育(1歳～幼稚園児)は要事前予約。

問合せ いずれも消費生活センター ☎495・6211

申請はお済みですか？ 児童扶養手当と公的年金給付などの併給制限を見直しました

これまで公的年金(遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など)を受給できる方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

新たに児童扶養手当の支給対象となる方は、3月31日までに申請してください。

対象者 次のいずれかに該当する、18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童(政令で定める程度の障害を有する場合は、20歳未満の児童)を養育している方

◆父母が婚姻を解消した児童

◆父または母が死亡した児童

◆父または母が政令で定める

程度の障害の状態にある児童

◆父または母の生死が明らかでない児童

◆父または母が法令により継続して1年以上拘禁されている児童

◆父または母が継続して1年以上遺棄している児童

◆婚姻によらないで懐妊した児童

◆父または母が保護命令を受けた児童

支給金額 全部支給 4万1千20円、一部支給 9千680円～4万1千10円(いずれも児童2人目は5千円、3人目から1人に付き3千円加算)

所得制限 平成26年中の所得が所得制限限度額(下表)以上、もしくは受給している公

的年金額が手当額を上回る場合は支給されません。

経過措置 公的年金などを受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった場合で、平成26年12月1日において支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分まで遡って支給されます。

平成27年4月以降の申請の場合は、申請の翌月分から支給開始となります。

必要書類 申請者及び該当する児童の戸籍謄本(申請日の1か月以内に発行したもの)、当該年度の所得証明書(1月から9月まで申請の場合は前年度の1月1日に、7月から12月の申請の場合は同年の1月1日に清瀬市に住民票をお

所得制限限度額表

扶養親族などの数	受給者本人		配偶者・扶養義務者及び養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

いていなかった場合のみ必要、申請者名義の口座番号の分かるもの(通帳・カードなど)、印鑑

申請方法 申請者本人が必要書類を持参のうえ、直接子育て支援課助成係へ

※該当する支給要件によって、別途書類が必要な場合があります。また、今回の改正により新たに支給対象になる方へ、市から申請の案内などを送付することはありません。詳しくは左記へ。

問合せ 子育て支援課助成係 ☎497・2088